

新型コロナウイルス感染者発生時等の出席の対応

県立高畠高校

【R5.5.8】以降適用

	対応	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
生徒本人の感染が判明した場合	出席停止	発症日						登校可
		出席停止 (ただし、症状が軽快した後1日を経過するまでは出席停止) *症状が軽快したの翌日を1日目とする。						
生徒本人の感染が判明した場合 (無症状の場合)	出席停止	検体を採取した日						登校可
		出席停止						
生徒本人が濃厚接触者になった場合	登校可			【注意事項】 ※ 出席停止解除後も、発症から10日を経過するまではマスクを着用するようにしてください。 ※ 出席停止の場合は、学校規定の書類の提出が必要です。 (保護者の記入のみでよく、医療機関による証明は必要ありません。) ※ 感染が不安で学校を休ませたい場合は、その事情により学校長の判断で出席停止とすることも可能です。 その場合は、学校へご相談ください。 ※ 仮に欠席としていても、その後感染が判明した場合は、さかのぼって出席停止措置とします。 ※ 発熱・咳・咽頭痛など、普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養し、無理して登校しないでください。				
生徒の同居家族等の感染が判明した場合	登校可							
生徒の同居家族等に未診断の発熱等の症状がある場合	登校可							
発熱(37℃以上)や喉の痛み等、感染症の疑いの症状が見られた場合	欠席	発症日 欠席	治癒 登校可					
頭痛等の症状がみられ、かつ感染の疑いがある (例:家族等に濃厚接触者がいる等)	欠席	発症日 欠席	治癒 登校可					
頭痛、腹痛等の症状がみられ、感染の疑い(他の感染症含む)がない	欠席	発症日 欠席	治癒 登校可					